

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和3年10月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100242号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100053号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年7月30日から同年12月2日まで

A社からB社に移籍した時期の厚生年金保険被保険者記録がない。会社から正式な辞令等はおらず、移籍日は不明であるが、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務していたが、B社が設立後、正確な時期は不明であるが、同社に移籍した旨の陳述をしているところ、雇用保険の記録によると、請求者は、昭和60年7月31日にA社を資格喪失し、昭和60年8月1日にB社にて資格取得していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、厚生年金保険料の控除が確認できる給料明細書等の資料を保存しておらず、商業登記簿謄本によると、A社及びB社は既に解散しており、A社の事業主は、提出できる資料はない旨の回答をしている上、B社の事業を継承したC社は、請求期間当時の事務担当者は既に退職し保存期間経過により資料も残っていないため、請求期間当時の状況は一切不明である旨の回答をしている。

また、請求者の厚生年金保険被保険者原票において、A社の被保険者資格喪失年月日は、昭和60年7月30日であり、訂正される等の不自然な点は見当たらない上、健康保険被保険者証が返納され、継続療養給付制度(健康保険法第55条)(平成15年4月1日廃止)による給付を受けた旨の記載が確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和60年12月2日より前の期間であり、請求者の厚生年金保険被

保険者原票において、被保険者資格の取得年月日は昭和 60 年 12 月 2 日であり、訂正された等の不自然な点も見当たらない。

加えて、A 社及び B 社の役員は、A 社から B 社に従業員を移籍する際に会社の方針として A 社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 7 月 30 日として届出したものの、B 社に係る厚生年金保険の新規加入手続には時間を要するため、従業員に対して、各自で国民年金及び国民健康保険の手続を行うように説明を行った旨の陳述をしている。

また、請求期間に A 社及び B 社の雇用保険被保険者記録が確認できる同僚のオンライン記録によると、複数の者が請求期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、上述の役員は、資料を保存していないものの、請求期間に係る厚生年金保険料に従業員の給与から控除していない旨の陳述をしているところ、同僚から提出された給料明細によると、当該期間に係る給与の支払は確認できるものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、請求者についても同様に厚生年金保険料が控除されていなかったものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100228号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2100004号

## 第1 結論

昭和28年4月1日から昭和33年8月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年4月1日から昭和33年8月30日まで

請求期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、受け取った記憶はないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和34年1月7日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)へ回答したことが記録されている上、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性131名のうち、請求者が被保険者資格を喪失した昭和33年8月30日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている者45名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、請求者を含む31名に支給記録があり、そのうち請求者を含む24名は資格喪失後6か月以内に支給されている上、請求者は、被保険者資格喪失日の約5か月後の昭和34年2月16日に支給決定されていること及び請求者と同日に支給決定されている同僚の記録が確認できることなど、請求期間当時、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、請求者についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性は否定できない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったことを踏まえると、A社を退職後、昭和39年11月まで厚生年金保険の加入歴がない請求者が脱退手当金を受給するこ

とに不自然さはいかがえない。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。